

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和5年度）

住 所 沖縄県石垣市字白保1960番地104

事業者名 石垣空港ターミナル株式会社

代表者名 代表取締役社長 大濱 達也
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる航空旅客ターミナル施設 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------------------|---|-------------------------------------|
| 旅客搭乗橋 | ・国内線は更新時期にトンネル間の段差を軽減または解消させた旅客搭乗橋に入れ替える（2025年度予定）。 | ・国内線は更新時期に合わせて導入する予定。（2025年度頃を見込む。） |

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------------|---|--|
| 関係機関との意思疎通 | ・保安検査場の通路、旅客搭乗橋及び改札口について現在は全ての基準を満たしているが、新たに設備を設ける場合は当該基準の遵守について関係機関と意思疎通をはかり、基準に適合するよう継続して努める。 | ・保安検査場の通路、旅客搭乗橋及び改札口については現在全ての基準を満たしている。 |

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------------|--|-------------------------|
| 案内板やサインの充実 | ・不足している案内サインの設置及び時勢に応じた更新、施設内で使用するピクトグラムを統一する。 | ・左記の通り実施し、引き続き改善に努めていく。 |

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-----------|---|--|
| ウェブサイトの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航状況や二次交通の運行路線・時刻表は季節による変動があるため、最新の情報が提供できるよう適宜情報更新を実施する。 ・ 新たに更新し及び追加したページにおけるウェブアクセシビリティの適合状況の検証を実施するとともに、掲載情報の構成や閲覧操作性の改良に努め、継続してウェブアクセシビリティの向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の通り実施し、引き続き改善に向け努めていく。また、ウェブサイト内のフロアガイドについても、ピクトグラムや情報の更新に努め、視認性の改良を進めている。(2024年度に改修済み。) |

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------------------|--|--|
| 自衛消防訓練における要介助者への対応訓練 | ・ 毎年実施している自衛消防訓練において、車いす介助者への対応訓練を継続して実施する。また、今年度においても引き続き、視覚障害や聴覚障害など様々な障害をもった単身旅客など具体的な場面設定を行った訓練の実施を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子介助者への対応訓練を継続して実施したことに加え、聴覚障害、視覚障害、高齢者の疑似体験キットを借用し、様々な障害をもった単身旅客など具体的な場面設定を行った訓練を実施した。 ・ 上記訓練に加え、当空港で開催したバリアフリー教室（主催：沖縄総合事務局）に協力・参加し、従業員の関心を喚起し、理解促進に努めた。 |

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-------------|---|-------------------|
| 広報ポスターの継続掲示 | 多目的トイレや館内掲示板に広報用ポスターによる広報活動を継続し、一般の方に対し理解・協力をお願いする。 | ・ 例年同様、左記の通り実施した。 |

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・案内カウンターやウェブサイトを通して寄せられた高齢者・障害当事者等の意見を検討し、継続して関係各所と協力しながら利用しやすい施設となるよう取り組んでいる。とりわけ、案内カウンターにおいては筆談対応やレンタカー等の予約代行等は継続して行っている。また、旅行中のレンタル車椅子の有無など問い合わせが増えてきている事項については、行政サービス等の情報収集を適宜行い、問い合わせがあった場合にすぐに案内できる環境づくりに努めている。加えて、今年度よりしょうがい者・こうれい者観光案内所(沖縄バリアフリーツアーセンター)が発行するバリアフリー観光ガイドブックを取り寄せ、石垣市をはじめとした八重山圏域のバリアフリー施設の情報収集を行い、理解促進に努め、旅客からの問い合わせがあった場合は当ガイドブックを配付している。

(3) 報告書の公表方法

・当社ウェブサイトに掲載。

(4) その他

・特筆事項なし。

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和6年3月31日現在)

| 航空旅客ターミナル施設の名称 | 所在都道府県 市町村 | 一日当たりの 利用者数 | 公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無 | 段差への対応 | 搭乗ゲートの数 | 視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無 | 案内設備の 設置の有無 | 障害者対応型 便所の設置の 有無 |
|------------------|---------------|----------------|-----------------------------|--------|--------------------------|----------------------------|----------------|------------------------|
| 石垣空港国内線旅客ターミナルビル | 沖縄県 石垣市 | 7,148 人 | ○ | ○ | 総数 7 旅客搭乗橋 設置数 (4) | ○ | ○ | ○ |
| 石垣空港国際線旅客ターミナルビル | 沖縄県 石垣市 | 0 | ○ | ○ | 総数 2 旅客搭乗橋 設置数 (1) | ○ | ○ | ○ |
| | | | | | 総数 旅客搭乗橋 設置数 | | | |
| (合計) 計2ターミナル | | | 2 | 2 | 総数 9 旅客搭乗橋 設置数 (5) | 2 | 2 | 2 |

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|---|---|
| (1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。 | - |
| (2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | ○ |

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に—印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。